

## 第 14 章 施設機械工事等共通仕様書の運用について

本運用は、施設機械工事等共通仕様書（以下「仕様書」という。）の中で示された特記事項、指示・承諾・協議・提出・報告の事項をそれぞれ分類整理したものであるが、運用に当たって次のように取り扱われたい。

1. 特記事項は、個別工事の条件明示にあたって、特記を要する事項として位置付けられているものを抜粋したものである。

特に指定を要する事項・細部について規制や補足を加える事項については、設計書又は特記仕様書に明記し、契約上の条件を明確にしなければならない。

### 1. 特記事項

章-節-条	特記を要する事項	備考
1- 1- 4	提出図書	
2- 1- 1	機器及び材料の品質規格	
3- 1- 1	各設備の目的・使用条件	
3- 5- 1	塗装の塗色	
3- 7- 4	現場に設備（製品）、機器等を仮置する場合	
3- 8- 3	据付基準点	
共通事項	各設備の設計条件・仕様	
	付属品の名称及び数量	
	共通仕様書にある付属品、予備品によらない場合	

## 2. 指示・承諾・協議・提出・報告事項

指 示		承 諾					
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
1- 1-11 の2	・施工管理頻度、密度の変更	1- 1- 3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用又は伝達	3- 3- 2 の5	・フラックスを表 3-3-6 以外で乾燥させる場合	3- 6- 1 の6	・所定の付着力が得られることを確認した技術資料
1- 1-11 の8	・発見・拾得物の処置	1- 1- 4	・承諾図書、その他特記仕様書に記載したものの	3- 3- 3 の1	・特殊な溶接法を採用する場合	3- 6- 1 の9	・付着量が設計図書に明示した場合を除き、表 3-6-1 により難しい場合
1- 1-13	・工事測量（差異・基準点）	1- 1- 5	・施工計画書の記載内容の省略	3- 3- 5	・予熱を行わない場合	3- 6- 2	・金属溶射が本仕様書の規定により難しい場合
1- 1-14	・岡山県土木工事共通仕様書（別冊様式集）で示す工事請負契約、提出様式等に定めのないもの	1- 1- 6	・承諾図書	3- 3- 7	・設計図書に示されている焼きなましにより難しい場合	3- 6- 3	・アルミニウム合金、マグネシウム合金、亜鉛合金以外の陽極材を使用する場合
	・詳細書類	1- 1- 9	・出来形数量の算出	3- 3- 9	・陥部の補修を表 3-3-12 以外で行う場合	3- 9- 2	・掘削土を埋戻しに使用しない場合の埋戻材料
1- 1-15	・設備管理記録の様式	1- 1-11	・標示板の設置の省略	3- 4- 3 の4	・設計図書に示されている摩擦接合により難しい場合	3-10- 5	・掘削土を埋戻しに使用しない場合
2- 1- 1 の7	・試験を行う工事材料	1- 1-13	・工事用測量標の移設	3- 4- 3 の10	・設計図書に示されているボルト軸力の締付けにより難しい場合	4- 1- 2	・水門設備において設計図書及び仕様書の技術基準により難しい場合
2- 1- 1 の8	・材料の保管	1- 1-14	・提出書類の省略	3- 4- 3 の13	・高力ボルトで F8T、F10T 以外の規格を使用する場合	4- 3- 3	・動力伝達歯車、ドラム、軸が両端支持構造以外の場合
3- 5- 5	・塗装記録の表示位置	2- 1- 1 の3	・設計図書に規定されていない機器等の使用	3- 4- 3 の14	・溶接完了後に高力ボルトを締付けない場合	5- 1- 2	・ゴム堰において設計図書及び仕様書の技術基準により難しい場合
3- 7- 1	・輸送中に製品等に損傷を与えた場合	2- 1- 1 の5	・新技術・新素材	3- 5- 1 の1	・塗装が設計図書、本共通仕様書により難しい場合	6- 1- 3	・揚（用）排水ポンプ設備設計図書及び仕様書の技術基準により難しい場合
3- 7- 4	・製品及び材料に損傷、汚損、腐食が生じた場合	2- 1- 4	・見本又は資料の提出を義務づけられている材料	3- 5- 1 の3	・塗装が禁止事項により難しい場合	6- 9- 2 の2	・主ポンプ運転操作方式及び始動条件が設計図書に明示されている以外の場合
3- 8- 3	・据付基準点	3- 2- 2	・工作するときの詳細図	3- 5- 1 の12	・設計図書に定めがない箇所に行う塗装の色	6- 9- 2 の3	・監査操作制御機器の精度及び設定値
3-10- 5 の4	・ハンドホール等	3- 2- 2 の7	・鑄鉄品を補修等で溶接する場合	3- 5- 3 の1	・組立後塗装困難となる部分	6- 9- 2 の4	・故障項目が設計図書に示されている以外の場合
3-10- 5 の5	・埋設管の位置を表示するマーク	3- 2- 2 の8	・接着材料等による接合、圧接接合（鉄筋を除く）、ろう付等を行う場合	3- 5- 3 の5	・防錆剤の仕様	6- 9- 3 の2	・監視操作項目が設計図書に明示されている以外の場合
3-11- 1	・仮設工	3- 2- 2 の11	・鋼材の欠陥補修方法が表 3-2-1 以外の場合	3- 6- 1 の2	・溶融亜鉛めっき規格が仕様書により難しい場合		
12- 1- 2	・監視操作制御設備等の盤名称板の記入文字	3- 3- 2 の3	・被覆アーク溶接棒の使用区分が表 3-3-4 以外の場合				
12- 2- 1	・監視操作制御設備等の盤の塗装色	3- 3- 2 の4	・被覆アーク溶接棒を表 3-3-5 以外で乾燥させる場合				

## 2. 指示・承諾・協議・提出・報告事項

承 諾				協 議			
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
6-9-3の6	・計装装置の機器・材料	12-1-2の12	・JEM 1425、JEM 1265 等の該当する規格により難い場合	1-1-6	・承諾図書の提出期間	4-1-2	・水門設備において基準等と設計図書に相違があり、疑義がある場合
6-9-3の7	・安全確認装置の設置箇所等の選定			1-1-7	・承諾済の承諾図書の変更		
6-9-3の8	・遠方監視操作機能が設計図書に示す以外の場合	12-1-2の13	・JEM 1425 及び本仕様書により難い場合	1-1-11の6	・周辺へ影響が生じた場合	4-2-1	・リベット及びボルト接合又は、ピン接合による場合
6-11-2	・手動式天井クレーンに使用する材料	12-2-2の1	・盤内機器において該当する規格に準ずる他、設計図書及び本仕様書により難い場合	1-1-11の10	・施工管理に定められていない工種		
6-11-3	・電動式天井クレーンに使用する材料			1-1-12	・契約図書が諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが半明した場合	5-1-2	・ゴム堰において基準等と設計図書に相違があり、疑義がある場合
6-12-2	・コンクリート構造物、建屋等をはつる場合	12-2-2の2	・操作開閉器において設計図書及び本仕様書により難い場合	1-1-13	・用地幅杭が現存しない場合	8-1-2	・ダム管理設備において基準等と設計図書に相違があり、疑義がある場合
7-2-2	・バースクリーンの傾斜角度	12-5-1	・発電機において設計図書及び本仕様書により難い場合	2-1-1	・特定調達品目として指定される材料の優先使用	11-1-2	・水管橋上部工において基準等と設計図書に相違があり、疑義がある場合
	・バースクリーン目幅			3-6-1	・素材の厚さ 6mm 未満でHDZ55 を適用する場合	11-4-3	・エアレススプレーを使用する場合
7-5-2	・コンクリート構造物、建屋等をはつる場合	12-5-2	・自家発電機用ディーゼル機関において本仕様書により難い場合	3-7-1	・輸送における道路管理者及び所轄警察署との事前協議	12-7-1	・既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたすおそれがある場合
8-1-2	・ダム管理設備において設計図書及び仕様書の技術基準により難い場合	12-5-3	・自家発電機用ガスタービン機関において設計図書及び本仕様書により難い場合	3-7-4	・工事現場で製品、材料を仮置する場合	13-10-1	・設備の据付調整にあたり、既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたすおそれがある場合
8-2-5	・コンクリート構造物、建屋等をはつる場合	12-7-5	・受変電設備の試験及び調整項目、方法等を記載した要領書	3-8-3	・別途工事のコンクリート構造物に金物を埋設する場合		
11-1-2	・水管橋上部工において設計図書及び仕様書の技術基準により難い場合	13-1-2	・水管理システム機器の塗装色	3-9-2の4	・埋設物を発見した場合		
11-2-1の2	・工場塗装工の材料が設計図書に特に明示されていない場合				・道路の掘削工事に伴う道路管理者及び所轄警察署との協議		
11-2-1の3	・原寸図の一部又は全部を省略する場合			3-10-2	・障害物がある場合		
11-4-3	・現場溶接部において、溶接部被覆を使用する場合			3-10-5の2	・埋設物を発見した場合		
12-1-2の6	・電気設備技術基準により難い場合				・道路の掘削工事に伴う道路管理者及び所轄警察署との協議		
12-1-2の10	・EM 1425、JEM 1265、JEM 1459 等の該当する規格により難い場合						

## 2. 指示・承諾・協議・提出・報告事項

提 出		報 告	
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容
1- 1- 4	・提出図書	3- 6- 1	・所定の付着力が得られることを確認した技術資料
1- 1- 5の1	・施工計画書	3- 7- 1	・搬入の方法、経路、時期、現場事情等について記載した施工計画書
1- 1- 5の2	・施工計画書の内容に変更が生じた場合	11- 2- 1	・立会による材料確認結果
1- 1- 6	・承諾図書	11- 3- 1	・下部工の橋座高及び支承間距離の検測結果
1- 1- 9	・出来形数量	11- 3- 3	・水管橋の形状が設計に適合していることを確認
1- 1-10	・完成図書及び施工図	11- 4- 3	・塗膜厚測定記録
1- 1-11の10	・記録及び関係書類	12- 7- 5	・試験及び調整項目、方法を記載した要領書
1- 1-11の11	・品質記録	13- 1- 2	・水管理制御システム機器の塗装色の色見本
1- 1-13の1	・測量結果が、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合	13-10- 2	・特殊な壁掛形機器等の取付詳細図
1- 1-14の1	・提出書類		・試験及び調整した結果の試験成績書
1- 1-14の3	・提出書類の内容に変更が生じた場合		
1- 1-14の4	・詳細書類		
1- 1-14の6	・技術資料、サンプル等		
1- 1-15	・設備管理記録		
2- 1- 1の4	・海外の建設資材の品質証明		
2- 1- 1の7	・試験を行う工事材料の試験結果		
2- 1- 2	・機器の製造業者の規格証明書又は試験成績書		
2- 1- 3	・工事材料の品質証明書類		
2- 1- 4	・材料の見本及び資料		
3- 3- 1の1	・部材の継手性能を満足する施工計画書		
3- 3- 1の2	・溶接工の名簿		
3- 4- 3	・ボルト締付後の確認の結果		
		3- 7- 1	・輸送中に製品等に損傷を与えた場合
		3- 7- 4	・仮置中に製品及び材料に損傷、汚損、腐食が生じた場合
		11- 3- 3	・組立中に損傷があった場合
		11- 6- 1	・伸縮可撓管の据付位置
		12- 7- 1	・損傷した場合
		12- 7- 5	・現地試験データ及び調整結果
		13-10- 1	・損傷した場合